明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（法務・国土交通一）　一
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通五一）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○法務省・国土交通省令第一号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第三項並びに第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第九条第三項（これらの規定を同法第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第三項の規定に基づき、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十六日

法務大臣　森　英介
国土交通大臣　金子　一義

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則

目次

第一章　住宅建設瑕疵担保保証金（第一条―第十六条）
第二章　住宅販売瑕疵担保保証金（第十七条―第二十八条）
附則

第一章　住宅建設瑕疵担保保証金

（住宅建設瑕疵担保保証金の還付請求の添付書類）

第一条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者が供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める書面とする。

一　法第六条第二項第一号又は第二号の場合　次条第九項の技術的確認書

二　法第六条第二項第三号の場合　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号。以下「施行規則」という。）第九条第九項の確認書

（技術的確認）

第二条　法第六条第二項第一号又は第二号の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けようとする者は、別記第一号様式による技術的確認（同項第一号に規定する債務名義又は同項第二号に規定する公正証書若しくは施行規則第七条に規定する私署証書に記載された損害賠償請求権に関し、同項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受けることができる額について国土交通大臣が技術的に確認することをいう。以下この章において同じ。）の申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号に規定する債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号に規定する公正証書の謄本又は施行規則第七条に規定する私署証書を添付しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の技術的確認の申請書を受理したときは、遅滞なく、法第六条第一項の権利（以下この章において単に「権利」という。）の調査をしなければならない。

4　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。